

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員給与は、民間給与や国家公務員給与等との均衡を図って決定することとされていますので、勧告に当たり、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果や人事院勧告の内容等を勘案して慎重な検討を行いました。

その結果、本年は、国家公務員の給与水準との均衡を考慮しつつ、初任給に民間との差が生じていること等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じて、給料表の引上げ改定を行うこととしました。また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げることがを勧告しました。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の健康の維持や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。特に、総実勤務時間の短縮に向けて、人事委員会が新たに設定した時間外勤務の上限を遵守するとともに、時間外勤務の更なる縮減に取り組む必要があります。また、心身両面の健康管理対策やハラスメント対策、職業生活と家庭生活の両立支援についても積極的に取り組む必要があると考えます。

高齢層職員の雇用問題については、国において、公務員の定年の引上げについて検討が行われており、本県においても、国の検討状況を注視しつつ、本県の実情を踏まえた定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について検討を進めていく必要があると考えます。

人材の確保については、採用試験の応募者の減少が続く中、任命権者と緊密に連携を図りながら、より実効性のある人材確保策に取り組んでいくこととしています。

公務員倫理については、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えていくことが必要と考えます。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思っております。

令和元年10月16日

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫